

## 新型コロナウイルス感染症公費の取り扱い

令和4年7月28日

公費請求を始める前に確認しましょう。

新型コロナウイルス感染症等の治療等を請求する場合、公費が2つ存在します。

1つ目はコロナに係る検査料と検査判断料のみを請求する検査公費です。こちらを請求するには集合契約が必要です。現状で集合契約を行っていない医療機関は所属している医師会に確認をしてください。

医療機関の所在地に該当する公費負担者番号（8桁）を記載します。

	公費負担者番号		公費負担者番号
千代田区	28130193	品川区	28130995
中央区	28130292	目黒区	28131092
港区	28130391	大田区	28131191
新宿区	28130490	世田谷区	28131290
文京区	28130599	渋谷区	28131399
台東区	28130698	中野区	28131498
墨田区	28130797	杉並区	28131597
江東区	28130896	豊島区	28131696

受給者番号は「9999996（7桁）」を記載します。

2つ目はコロナに係る宿泊療養・自宅療養者等の診療の療養公費です。

契約等は不要です。発生届を提出した COVID19 確定患者に対し、COVID19 に係る診療を行った場合の公費です。

	公費負担者番号
東京都	28136802

受給者番号は「9999996（7桁）」を記載します。

どちらも法別番号が「28」から始まる公費なので、間違えないように注意しましょう。

★公費の優先順位は第①公費に検査公費、第②公費に療養公費になります。こちらを間違えると返戻になりますのでご注意ください！

マスターコード

名称	点数	施行日
院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）	300点	R2.10.1

名称	対象	点数	施行日	終了日
二類感染症患者入院診療加算★ （電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）	COVID19 確定患者	250点	R3.8.16	—
二類感染症患者入院診療加算★ （電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）	COVID19 確定患者	250点	R3.8.16	—
二類感染症患者入院診療加算★ （外来診療・診療報酬上臨時的取扱） ※診療・検査医療機関等要件あり	COVID19 疑い患者	250点	R3.9.28	R4.9.30
電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）※重症化リスク患者 ※診療・検査医療機関等要件あり	COVID19 確定患者	147点	R4.4.28	R4.9.30

★二類感染症患者入院診療加算のコードは3種類ありますので間違えないようご注意ください。

名称	点数	施行日
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）	950点	R3.9.28
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・往診等）	2,850点	
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱） （往診等・中和抗体薬）	4,750点	
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（外来・中和抗体薬）	2,850点	
乳幼児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）	400点	
小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）	200点	

※COVID19 確定患者に対し、対面又は在宅で診療した場合に算定できます。

公費請求可能な検査項目	判断料	点数	施行日
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	免疫 144点	300点	R3.12.31
SARS-CoV-2抗原検出（定量）		560点	
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）		420点	
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	微生物 150点	700点	
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）		700点	
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）		700点	
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）		700点	
SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出（検査委託）		700点	
SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出（検査委託以外）		700点	R4.7.1

※上記検査を施行した場合、以下のコメントをレセプトに記載します。

R4.10.1以降はレセプト電算処理システム用コードを用いないと返戻等になる場合がありますので、ご注意ください。

記載事項	電算処理システム用コード
検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合に検査を実施した施設名を記載すること。	830100510
検査が必要と判断した医学的根拠を記載すること。	830100511

算定事例

## 新型コロナウイルス感染症の疑いで来院した場合

【診療・検査医療機関として自治体 HP 公表】

### 新型コロナウイルス感染症の疑いで来院



【主保険】	【検査公費】 第①公費
<ul style="list-style-type: none"><li>・初診料又は再診料 (6歳未満の場合、乳幼児加算)</li><li>・院内トリージ実施料 (診療報酬上臨時的取扱)</li><li>・二類感染症患者入院診療加算 (外来診療・診療報酬上臨時的取扱) (※1) &lt;令和4年9月末まで&gt;</li><li>・鼻腔・咽頭拭い液採取 (検体が鼻咽腔の場合)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCR 検査又は抗原検査等、微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料</li></ul>

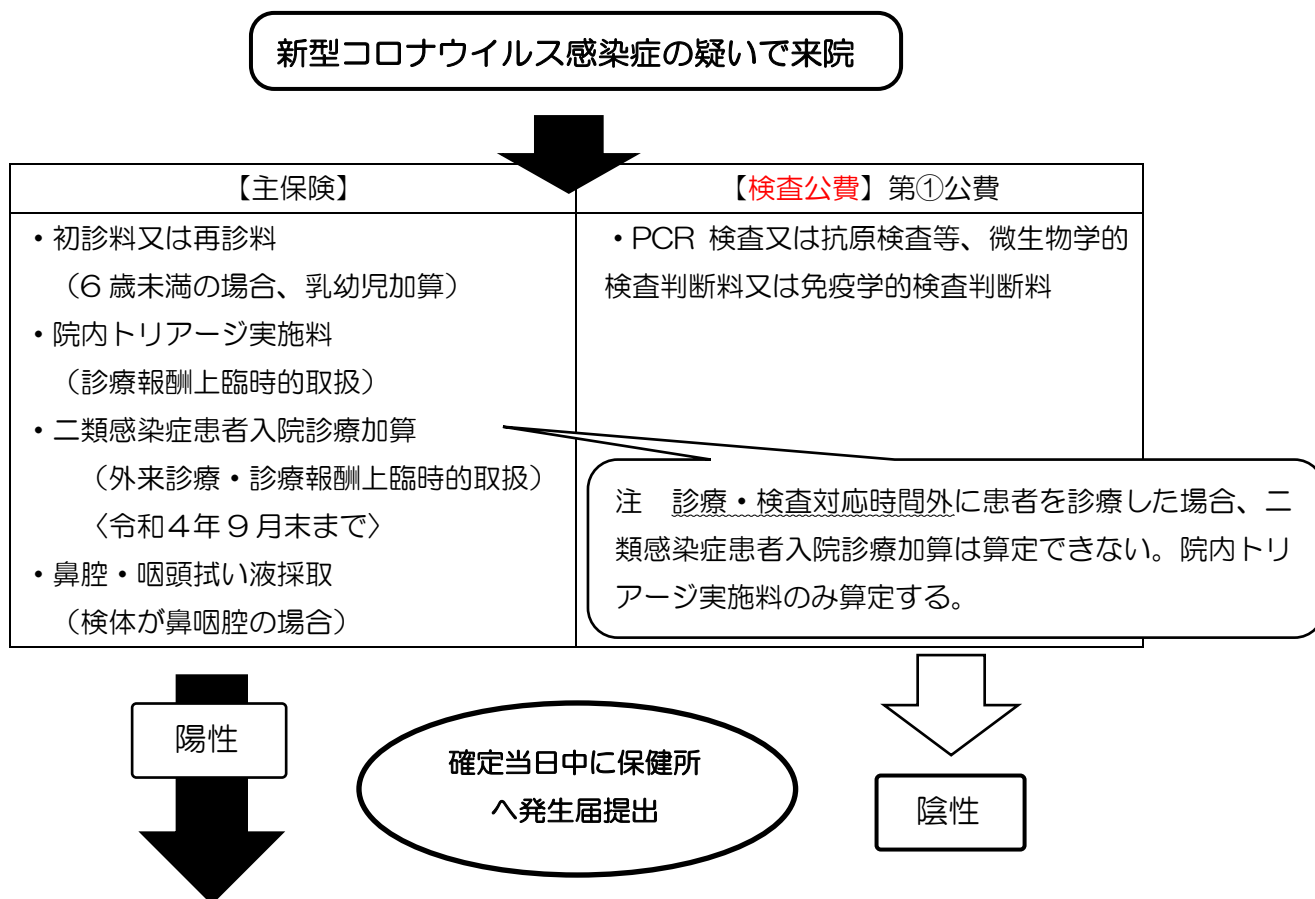
注 診療・検査対応時間外に該当患者を診療した場合、二類感染症患者入院診療加算は算定できない。院内トリージ実施料のみ算定する。

※1 主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できます。

#### 院内トリージ実施料の算定要件

- ・来院後速やかに院内トリージが実施された場合に算定
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う
- ・患者の来院後速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリージを実施
- ・院内トリージを行う際には患者又はその家族等に対して、十分にその趣旨を説明
- ・カルテ等にその旨を記載する

新型コロナウイルス感染症の疑いで来院し、同一日に陽性確認した場合  
 【診療・検査医療機関として自治体 HP 公表】



<b>【療養公費】第②公費《28136802》</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る診療（投薬、レントゲン撮影など）（※1）</li> <li>・救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（外来・中和抗体薬）又は（COV・外来診療）（※2）</li> <li>・乳幼児加算又は小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）</li> </ul>

※1 保健所に発生届を提出した日から公費請求できます。陽性が確定する前に実施した診療料、院内トリージ実施料等は同日であったとしても公費請求できません（東京都医師会 HP 参考）。

※2 検査結果の通知や療養の注意事項等を指導しただけでは算定できません（東京都医師会 HP 参考）。主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。

## 新型コロナウイルス感染症の疑いで来院した場合

【診療・検査医療機関以外】

新型コロナウイルス感染症の疑いで来院

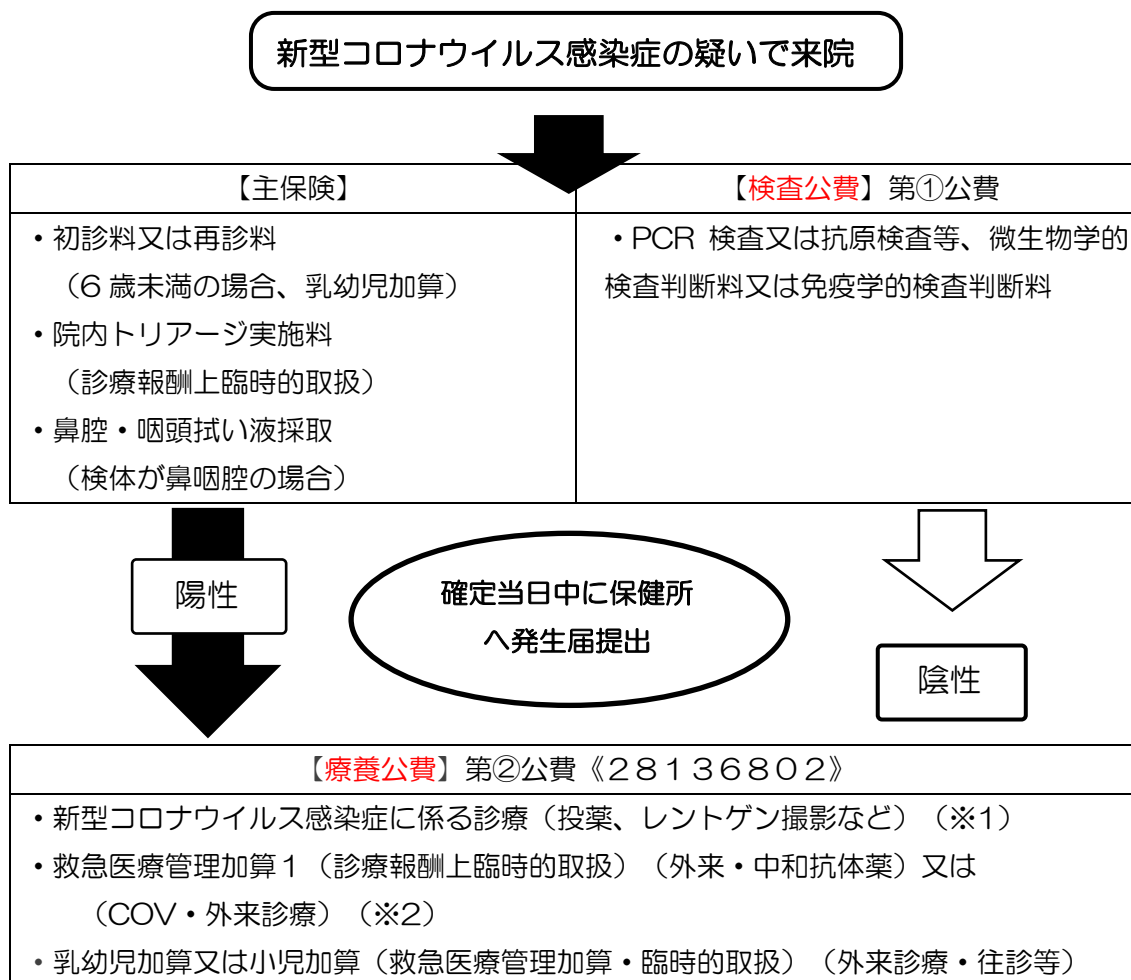


【主保険】	【検査公費】第①公費
<ul style="list-style-type: none"><li>・初診料又は再診料 （6歳未満の場合、乳幼児加算）</li><li>・院内トリージ実施料 （診療報酬上臨時的取扱）</li><li>・鼻腔・咽頭拭い液採取 （検体が鼻咽腔の場合）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCR 検査又は抗原検査等、微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料</li></ul>

### 院内トリージ実施料の算定要件

- ・来院後速やかに院内トリージが実施された場合に算定
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う
- ・患者の来院後速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリージを実施
- ・院内トリージを行う際には患者又はその家族等に対して、十分にその趣旨を説明
- ・カルテ等にその旨を記載する

新型コロナウイルス感染症の疑いで来院し、同一日に陽性確認した場合  
 【診療・検査医療機関として自治体 HP 公表】



※1 保健所に発生届を提出した日から公費請求できます。陽性が確定する前に実施した診療料、院内トリージ実施料等は同日であったとしても公費請求できません（東京都医師会 HP 参考）。

※2 検査結果の通知や療養の注意事項等を指導しただけでは算定できません（東京都医師会 HP 参考）。主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できます。

【全医療機関共通】

新型コロナウイルス感染症（陽性）で電話診療を行った場合



【療養公費】 28136802

- 電話初診料（又は電話再診料）（6歳未満の場合、乳幼児加算）
- 二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料又は電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）（1日につき）（※1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療（投薬など）

注 HER-SYS 等を利用した電話等での定期的な健康観察では請求できません。電話等での健康観察時に患者からの訴えや容態等により医師が治療の必要性を認め、医学的な療養の指示や注意事項の伝達、処方箋の発行、往診等の治療を行った場合は保険請求できます（東京都医師会 HP 参考）。

※1 主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。

新型コロナウイルス感染症（陽性）で来院した場合



【療養公費】 28136802

- 初診料又は再診料（6歳未満の場合、乳幼児加算）
- 院内トリージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）
- 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（外来・中和抗体薬）又は（COV・外来診療）（1日につき）（※1）
- 乳幼児加算又は小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療

※1 療養の注意事項等を指導しただけでは算定できません。主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。



新型コロナウイルス感染症（陽性）で往診を行った場合

【療養公費】28136802

- 初診料又は再診料（6歳未満の場合、乳幼児加算）
- 往診料
- 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）
- 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（往診等・中和抗体薬）又は（COV・往診等）（1日につき）（※1）
- 乳幼児加算又は小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療

※1 同一患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている患者を診察した場合、2人目以降の往診料を算定しない場合においても、救急医療管理加算1は算定できます。主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。

新型コロナウイルス感染症疑いで往診を行った場合

主保険	【検査公費】第①公費
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 初診料又は再診料 （6歳未満の場合、乳幼児加算）</li> <li>• 往診料</li> <li>• 院内トリアージ実施料 （診療報酬上臨時的取扱）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PCR検査又は抗原検査等、微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料</li> </ul>

※1 同一患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている患者を診察した場合、2人目以降の往診料を算定しない場合においても、救急医療管理加算1は算定できます。主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。

新型コロナウイルス感染症（陽性）で訪問診療を行った場合



【療養公費】 28136802

- 在宅患者訪問診療料（6歳未満の場合、乳幼児加算）
- 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）
- 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（往診等・中和抗体薬）又は（COV・往診等）（1日につき）（※1）
- 乳幼児加算又は小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療

※1 主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。

## みなし陽性の場合

★いずれも陽性診断をした当日に発生届を提出することが必須です。

### 《対面診療》

主保険	【療養公費】 28136802
初診料（又は再診料）、院内トリージ実施実施料等	救急医療管理加算 1、処方箋料等

### 《電話診療》

主保険	【療養公費】 28136802
電話初診料（又は電話再診料）	二類感染症患者入院診療加算、処方箋料等

## 自主検査の場合

★すべて療養公費請求になります。

★いずれも陽性確認をした当日に発生届を提出することが必須です。

### 《対面診療》 ※キット等を確認し、対面診療を行い陽性確定した場合

【療養公費】 28136802
初診料（又は再診料）、院内トリージ実施実施料、救急医療管理加算 1、処方箋料等

### 《電話診療》

【療養公費】 28136802
電話初診料（又は電話再診料）、二類感染症患者入院診療加算、処方箋料等

★傷病名の考え方

例：PCR 検査を施行し、翌日（来院無し）に確定になった場合

① (1) COVID19 疑い R4 年 7 月 20 日

↓

(1) COVID19 R4 年 7 月 20 日

② (1) COVID19 疑い R4 年 7 月 20 日 中止 7/21

(2) COVID19 R4 年 7 月 20 日

①又は②いずれかの記載で問題はありません。

★支払基金と国保連合会で公費点数の記載方法について

※社保と国保で記載が異なります！返戻になりますのでご注意ください！

例：マル乳（公費88）の対象患者が、新型コロナウイルス感染症の疑いで抗原検査を行った場合

「総点数 1,282 点」「公費①新型コロナウイルス感染症検査 444 点」

支払基金

療養の給付	保険	請求点
		1,282
	公費①	444 点
	公費②	1,282 点

マル乳は全医療費に係る公費なので総点数と同じ点数を公費②に記載します。

国保連合会

療養の給付	保険	請求点
		1,282
	公費①	444 点
	公費②	838 点

総点数から公費①を引いた差額を公費②に記載します。